

県南広域振興局長告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年11月4日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 土淵達曾部線
- 2 供用開始の区間 遠野市土淵町土淵9地割94番地先から7地割5番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月4日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成23年11月4日から同年12月4日まで